



岐阜県消費者啓発推進員 登録者募集



～あなたも消費者啓発推進員になりませんか？～

岐阜県では、県民の消費生活の安定と知識向上を図るため、消費者教育の推進と消費生活に関する普及啓発活動を行う『岐阜県消費者啓発推進員』を設置しています。

活動内容

★消費生活出前講座の実施

地域の高齢者・女性団体、自治会、学校・職場などへ訪問し、悪質商法などの消費者トラブルの実例と対処法を、『寸劇』を通してわかりやすくお伝えする出前講座を実施します

★啓発推進員研修会に参加

毎年度スキルアップ研修に参加し、常に最新の消費者トラブルに関する情報を共有します

応募資格

- ① 令和6年4月1日で満18歳以上であること
- ② 原則として岐阜県に居住、通勤、通学の方
- ③ 消費生活に関する普及啓発活動に積極的に参加いただける方
- ④ その他（別途お問い合わせください）

応募者は、岐阜県が主催する【消費生活広報啓発人材育成講座】に参加いただき、その課程を修了後、『岐阜県消費者啓発推進員』に登録できます。

※詳細は電話等にてお問い合わせください。

応募方法

下記の電話またはメールにてお問い合わせください

問合せ

岐阜県環境生活部県民生活課 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1
電話:058-272-8204 E-mail:c11261@pref.gifu.lg.jp



県民生活課 HP